

学校生活について

1. 生徒心得

この心得は、すべての国際情報高校生が充実した学校生活を送れるよう、定められたものである。この精神に則り、国際情報高校生としての自覚と誇りを持ち、互いに切磋琢磨して有意義な高校生活を送ろう。

I. 礼儀について

人と接する上でのマナーを身につけよう。特に、時と場に応じた言動ができるようにしよう。

II. 学校生活について

1. 身だしなみについて

(1) 年間を通じて学校指定の制服を登校時から下校時まで着用する。

スラックスタイプ：学校指定のブレザー・スラックス・シャツ・ネクタイ（リボン）

スカートタイプ：学校指定のブレザー・スカート・シャツ・リボン（ネクタイ）

①防寒用としてセーター・ベストを着用する場合は、学校指定のものとする。

②ブレザー・セーター・ベストを着用する場合は、ネクタイ・リボンをつける。

③学校指定のシャツのみを着用する場合はネクタイ・リボンをつけなくてもよい。

④式典・学校行事・外部講師授業など指定された日時には、指示された制服を着用する。

(2) 頭髪の染色、加工（パーマ、エクステンション等）は認めない。

(3) 化粧、マニキュア、装飾品（ピアス、指輪、ネックレス等）、カラーコンタクト（ディファインも含む）の着用は学校生活に不要のため認めない。

2. 出欠について

授業日には、必ず始業時刻前に教室に入室していること。

(1) やむを得ず欠席・遅刻する場合は、保護者より学校に連絡を入れること。

(2) 遅刻して登校した場合は遅刻カードに遅刻理由を記入のうえ、教科担当教員と担任の確認印を受けること。

(3) やむを得ず早退を希望する場合は、担任に届け出たうえで下校し、帰宅後速やかに学校に連絡すること。

(4) 出席停止、忌引、公認欠席の扱いについては別に定める。

3. 通学について

通学途上の事故やトラブルを避けるため交通法規を遵守し、一般の通行人の迷惑にならないよう交通マナーに気をつけること。

(1) 自転車の二人乗り、傘さし運転、無灯火走行、並進運転、車道の右側走行、スマートフォンを操作しながらなどの片手運転、イヤホンで音楽を聴きながらの運転等、危険な走行をしてはならない。

(2) 自転車通学を希望する場合は事前に学校の許可を受け、自転車通学許可証を貼付したうえで所定の駐輪場に停めること。

4. 授業について

授業中は学習に専念し、自ら積極的に授業に参加しよう。

(1) すべての授業に必ず出席すること。

(2) 授業に不必要な物品を持ち込まないこと。

- (3) 授業中は教科担任の指示に従うこと。
- (4) 他の生徒の学習を妨害してはならない。

5. 携帯電話使用制限について

- (1) 学校内で携帯電話・スマートフォン等を使用し、無断で写真撮影、動画撮影をすることは禁止する。
- (2) 学校内で携帯電話・スマートフォン等を使用し、ゲームをすることは禁止する。
- (3) 携帯電話・スマートフォン等の使用は平常時、昼休みの時間のみ認める。授業間の休み時間に、使用してはいけない。
- (4) 定期考査の一週間前から考査終了日まで校内での携帯電話・スマートフォン等の使用を禁止する。

6. 課外活動について

部・同好会活動や生徒会、ボランティアの活動にも積極的に参加し、自らを鍛え高めよう。

- (1) 部・同好会の活動は、部・同好会活動規約に則って行うこと。
- (2) 生徒会の活動は生徒会会則に則って行うこと。
- (3) 校舎・備品などを授業以外に使用する場合は、学校の許可を受け大切に扱うこと。
- (4) 校舎内外での掲示物の貼付、広告物の配布を希望する場合は、学校の許可を受け、指示を守ること。

Ⅲ. 校外での行動について

校外にあっても、常に高校生として良識ある行動を心掛けよう。

1. 交通安全その他

- (1) 原動機付自転車・自動二輪・乗用車については、購入・乗車・運転をしないこと。
- (2) 原動機付自転車・自動二輪については、運転免許を取得してはならない。
- (3) 乗用車の運転免許取得については、別に定める。
- (4) 風紀上好ましくない場所へは立ち入らないこと。
- (5) 無断外泊や、深夜の外出はしないこと。
- (6) 交通事故やトラブルに巻き込まれないよう、言動には十分留意すること。
- (7) 交通事故やトラブルに関わりを持ってしまった際は、速やかに学校へ連絡をすること。

2. アルバイト

原則として、アルバイトは禁止する。ただし、下記の項目に該当する場合は所定の申請手続きをすること。

- (1) 課業期間中は、以下の条件をすべて満たす場合に限り認可される。
 - ①家庭の経済状況が著しく悪化し、アルバイト代が家計上重要な要素となり得ること。
 - ②学習状況がおおむね満足しうる状態にあること。
 - ③職種が風紀上問題を含んでいないこと。
 - ④午後9時以降の業務に従事しないこと。
 - ⑤車両・危険物を扱うなど、危険を伴う業務でないこと。
 - ⑥タバコ・酒類の販売に関わる業務でないこと。
 - ⑦得られたアルバイト代が保護者の管理下におかれること。
- (2) 長期休業中は、以下の条件を満たしていれば認可される。
 - ①就業期間が休業期間の半分を超えないこと。

- ②職種が風紀上問題を含んでいないこと。
- ③午後9時以降の業務に従事しないこと。
- ④車両・危険物を扱うなど、危険を伴う業務でないこと。
- ⑤タバコ・酒類の販売に関わる業務でないこと。
- ⑥得られたアルバイト代が保護者の管理下におかれること。

※課業期間中・長期休業中ともコンビニエンスストアでのアルバイトは許可されません。

IV. 特別指導について

学校の内外において人としての、あるいは国際情報高校生としてのモラルに反する言動を行った場合、学校は事案に応じ特別な指導を行う。

2. 長期休業中の諸注意

長期休業中は、開放的な気分になり、種々の問題が発生しやすい時期である。生徒諸君は、常に国際情報高校生としての自覚を持ち、この休業期間が意義のあるものとなるよう各人が綿密な計画のもとに行動しよう。また次の注意事項をしっかりと守り、健康で安全な長期休業を過ごし規律ある生活を送ろう。

(1) 部活動について

各種大会、練習試合、合宿等に参加する場合は、常に本校生徒としての自覚を持ち行動すること。

(2) 交通安全について

『命の尊さ』・『命を守る』観点から、交通ルールやマナーをしっかりと守り、交通事故を起こさないよう十分気をつけること。

①自転車の二人乗り、傘さし運転、無灯火走行、並進運転、車道の右側走行、スマートフォンを操作しながらなどの片手運転、イヤホンで音楽を聴きながらの運転等は、道路交通法違反であり、大変危険な行為なので絶対しないこと。

②バイク、オートバイ等の乗車や、免許の取得については、滋賀県高P連のバイク自主規制（3ない運動+1）に従い、学校の規定通り在学中は一切認めない。

※上記に関する違反があった場合は、厳重な生徒指導処置を行う。

(3) アルバイトについては、「1. 生徒心得」による。なお、申請手続きの締切日は、長期休業ごとに連絡される。

(4) 外出（校外生活）について

①行き先、帰宅時間などを必ず家族に告げて外出すること。

②服装は、高校生として品位の保てるものであること。

③生徒証明書は、常に携帯し、鉄道員・警察官・補導員から提示をもとめられた場合は応じること。

④夜間の外出は極力避ける。やむを得ず外出する場合は、午後9時までに帰宅すること。

⑤電車・バスなどの中、または公衆の面前での言動には特に注意すること。

⑥不健全な娯楽施設など、高校生として好ましくない場所へは立ち入らないこと。

⑦交友関係については、高校生であることを自覚し、軽はずみな行動が絶対ないよう十分注意すること。

(5) その他

- ①遠方の旅行等については、原則として、保護者、または適切な指導者があること。
- ②普段もそうであるが、長期休業中に頭髪の染色、パーマ等の加工を行わないこと。
- ③休業中、急に『許可願』を提出する必要があるときは、学級担任または生徒課へ連絡すること。
- ④休業中に起こった問題行動、事故については速やかに学校へ連絡すること。
※休業中は警察官・補導員・少年センター所員などによる特別警戒および街頭パトロールが実施される。